

一関市データ利活用推進支援業務 仕様書

1 業務名

一関市データ利活用推進支援業務

2 業務の目的

市民の利便性向上を図るため、一関市の保有するデータをわかりやすく可視化する環境をインターネット上に構築する。

外部に公開するデータは、職員が容易に管理することができ、利用者が必要とするデータを容易な操作で収集できる仕組みを構築し、データ利活用の推進を図るもの。

3 委託期間

令和6年10月1日から令和7年1月31日まで

4 業務内容

(1) データ利活用環境の構築

一関市の保有するデータを容易に可視化するためのデータ利活用プラットフォームを構築し、BIツールを用いてデータをわかりやすく視覚的に確認できるダッシュボードを作成すること。

データ利活用プラットフォームは、ISMAP登録があり、データの保存、ドキュメント管理機能を持つツールを用いること。

ダッシュボードは、ISMAP登録のあるBIツールを用いて作成し、インターネット上でデータやグラフ等を公開できること。

データ利活用プラットフォームのデータファイルが更新された場合、自動でダッシュボードのデータやグラフ等が反映する機能を有すること。

(2) ダッシュボードの作成支援

一関市統計書の統計表の「人口・世帯」に関するダッシュボードの作成支援を行うこと。

具体的には、一関市統計書令和5年版に掲載されているデータを用いて、利用者が指定する条件でデータを抽出し、わかりやすいグラフ等を使用して可視化すること。なお、可視化する一関市統計書令和5年版の範囲は、以下のとおりとする。

- ・ 1. 人口・世帯数の推移 (P. 15)
- ・ 2. 行政区別人口・世帯数 (外国人登録者を含む) (P. 16-19)
- ・ 4. 市町村別転出・転入者数 (P. 21)
- ・ 5. 都道府県別転出・転入者数 (県外のみ) (P. 22)
- ・ 6. 年齢 (5歳階級) 別人口の推移 (p. 23-24)
- ・ 10. 産業大分類別15歳以上就業者数 (P. 28)
- ・ 15. 産業、年齢別15歳以上就業者数 (P. 31-32)
- ・ 16. 職業、従業上の地位別15歳以上就業者数 (P. 33)

ダッシュボードは、職員が容易に管理できる仕組みとし、一関市統計書令和6年版以降の可視化も職員のみで容易に行えること。

(3) データクレンジング及びデータ更新支援

ダッシュボードに必要となるデータのデータクレンジングをサポートすること。

定期的なデータ更新を職員が容易に行えるよう、データクレンジングの手法やデータ更新の手法を工夫したうえで、職員向けのマニュアル作成を行うこと。

(4) データ利活用の推進支援

次年度以降のデータ利活用プラットフォームの活用、拡大に係る提案を行うこと。

5 機密保護・個人情報保護・セキュリティ

(1) 受託者は、本業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間の終了または解除後も同様とする。

(2) 受託者は、本業務のデータ（業務の過程で得られた記録等を含む。）を委託者の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。

(3) 受託者は、本業務の履行のために委託者が提供した資料・データ等について、本業務以外の目的で使用してはならない。

(4) 受託者は、本業務の履行において取扱う情報及び情報資産について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいて取扱うこととする。

(5) 受託者は、本業務の履行後において、取扱った情報及び情報資産の削除を行う。

6 その他

この仕様書に定めがない事項及び作業に関して疑義が発生した場合には、両者協議の上決定するものとする。